

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第14号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 採用 現に職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命すること。（<u>第10条の6第2号</u>に規定する採用の場合を含む。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（条件付採用期間及びその延長）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 警察官として採用され、直ちに所定の教育訓練を受ける場合においては、<u>前各号の規定にかかわらず当該教育訓練が終了するまで条件付採用期間を延長するものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 採用 現に職員（<u>法第22条の3第1項</u>の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命すること。（<u>第10条の6第1項第2号</u>に規定する採用の場合を含む。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（条件付採用期間及びその延長）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 警察官として採用され、直ちに所定の教育訓練を受ける場合においては、<u>前2項の規定にかかわらず当該教育訓練が終了するまで条件付採用期間を延長するものとする。</u></p> <p>4 <u>法第22条の2第1項各号に掲げる者（第10条の6第1項第8号において「<u>会計年度任用職員</u>」という。）に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「6月」とあるのは「1月」と、第2項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当</u></p>

改正前	改正後
<p>( 臨時的任用 )</p> <p>第 9 条 任命権者は、次の各号に掲げる<u>場合</u>においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第 1 項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任用するまでの間その職を欠員にしておくことができない緊急の<u>場合</u></p> <p>(2) 臨時的任用を行う日から 1 年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する<u>場合</u></p> <p>(3) 任命権者が採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な採用候補者が不在旨の通知を受けた<u>場合</u></p> <p>2 略</p> <p>( 選考による採用 )</p> <p>第10条の 6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>( 権限の委任 )</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第10条の 6 第 7 号の職への採用のための選考に関すること。</u></p>	<p><u>該職員の任期」とする。</u></p> <p>( 臨時的任用 )</p> <p>第 9 条 任命権者は、<u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合であって、次の各号に掲げるときは</u>、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第 1 項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任用するまでの間その職を欠員にしておくことができない緊急の<u>とき。</u></p> <p>(2) 臨時的任用を行う日から 1 年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する<u>とき。</u></p> <p>(3) 任命権者が採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な採用候補者が不在旨の通知を受けた<u>とき。</u></p> <p>2 略</p> <p>( 選考による採用 )</p> <p>第10条の 6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員をもって補充しようとする職</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>( 権限の委任 )</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第10条の 6 第 1 項第 7 号の職への採用のための選考に関する</u></p>

改正前	改正後
<p>2・3 略</p>	<p>ること。  <u>(4) 第10条の6第1項第8号の職への採用のための選考に関すること。</u>  2・3 略  <u>4 人事委員会は、第1項第4号の規定により委任した事項について必要があると認めるときは、任命権者に対して報告を求めることができる。</u></p>

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則による改正後の佐賀県職員の任用に関する規則第10条の6第1項第8号に規定する職への採用に関する手続等は、この規則の施行前においても行うことができる。